家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報 (畜産振興課)

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課)

八八七

資金管理団体の名称等.....

解散等に係る政治団体の名称等.....

農地法施行細則の一部を改正する規則 (団体指導室).......

美容師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)........

Щ

道路の供用の開始 (道路整備課)

六 六 五 五 四

岩国南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)

道路の区域の変更 (道路整備課)..... 指定施業要件の変更予定保安林 (長門市) (森林整備課)..... 保安林の指定 (森林整備課) 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (三件) (厚政課)......

周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課)...... 周南東都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 周南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)......

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課).....

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (二件) (県民生活課)

П

○規則

理容師法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)........

目

平成 28 年

	<i>25</i> 曜日	_
争	○雑:	等』

(金	曜 E	3)
	争	○雑	等证

政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称

資金管理団体の異動事項.....

 $\overline{\circ}$

 $\overline{\circ}$

 $\overline{\circ}$

(2	•	曜
		争議行	-

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 - 為の通知

山口県規則第二十七号

平成二十八年三月二十五日

山口県知事

村 畄 嗣 政

理容師法施行細則の一部を改正する規則

るූ 理容師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十一号)の一部を次のように改正す

別記第一号様式の裏中

		7	_
美容所の開設予定 年月日	美容所の名称	開設予定年月日	開設予定年月日
年		年	年
田		月	月
Ш		Ш	Ш
	に		を
			_
	改		

め 同様式の注に次のように加える

七七

- ている場合に記入すること。 (昭和32年法律第/63号) 第2条第3項に規定する美容所をいう。以下同じ。) が開設され 「美容所の名称」欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所(美容師法
- 第//条第/項の規定による届出がされている場合(現に美容所が開設されている場合を除 く。)又はこの届出と同時に同項の規定による届出を行う場合に記入すること。 「美容所の開設予定年月日」欄は、開設しようとする理容所と同一の場所に係る美容師法

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する

則

報

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

山口県規則第二十八号

Щ 口県知

事

村 畄

嗣

政

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則 (昭和六十一年山口県規則第三十二号) の一部を次のように改正す

別記 第一 号様式の裏中

開設 理容所の開設予定 年月日 開設予 阻 唦 4 卍 7定年 刑 9 併 加 回 Ш 冭 Ш Ш 併 併 併 Ш. Ш. Ш, Ш Ш Ш に を 改

め 同 様式の注に次のように加える。

- (昭和22年法律第234号)第 / 条の 2 第 3 項に規定する理容所をいう。以下同じ。)が開設 れている場合に記入すること。 「理容所の名称」欄は、開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所 (理容師法
- 第//条第/項の規定による届出がされている場合(現に理容所が開設されている場合を除 「理容所の開設予定年月日」欄は、開設しようとする美容所と同一の場所に係る理容師法 又はこの届出と同時に同項の規定による届出を行う場合に記入すること。

Щ

П

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する

農地法施行細則の一 部を改正する規則をここに公布す

成 二十八年三月二十五日

Щ

口県知事

村

畄 嗣

政

山口県規則第二十九号

農地法施行細則の一部を改正する規則

農地法施行細則 (平成二十一年山口県規則第七十八号) の一部を次のように改正す

ಠ್ಠ

第二十二条」を「第三十条」に改める。 第四条第一項中「政令第七条第一項」を「法第四条第二項」 に改め、 同条第二項中

改める。 条第一 第五条第一項中「 項 に改め、 同条第二項中「第四十八条第一 政令第十五条第一項」 を「法第五条第三項において準用する法第四 一項」を「第五十七条の二第二項」 に

第十条第一項中「第二十七条第 別記第八号様式の注を削る。 頂 を「第二十条第一項」 に改める。

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。



山口県告示第八十四号

の届出があった。 る同法第五十条の二の規定により、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用す 指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨

平成二十八年三月二十五日

山口県知

事

村

畄

嗣 政

称名又は名 のた住事 所る所 在事又 地務は 所主 名居 宅

称介

護 所事

在業

地所

種事 類業 の

廃止年月日

くらほうふへ ルパー ス 護訪問介 平成二八、二九 九

サア有して

ネ会ツ社

トケ

六八の五 周南市大 水学

称名又は名 第一子 防 名介 護

のた住事 所る所 在事又 地務は 所主

称予 防

所事

在業

地所

種事 類業 の

廃止年月日

六八の五 周南市大口 七字 くらほうふくりょう さス

サア有して限

ネ会

ツ社

トケ

ビス

四二 時 市 三田 日

介防介 護訪護 問予

にこ苑 社にこ

一〇八四の一岩国市玖珂町

野中

清貴

号丁目一市 三番八

山口県告示第八十五号

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 項の規定により

平成二十八年三月二十五日

Щ 司口県知 事 村 畄 嗣 政

のた住事 所る所名 在事又は 地務に 者 所主 名居 宅 称介 護 所事 在業 地所 種事 類業 の 指定年月日

称名又は名 定介

護

でしこ テーションな へ ル パー ス 四町 護訪 問 介

平成

野中

清貴

号丁山 日日市 三折 番八

二<u>八</u>

野中歯科医院 丁目八番七号 山口市桜畠二

指養居 導管宅 理療 平成

二二

"

i o d a n d d l o d a n d g o

六丁十 号二二 二 番三 番三

目 古き良き一丁 六号目 大号二 二番 番= 護通 所介 平成

山口県告示第八十六号

i O株 Vea会 Adgo

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村 畄 嗣 政

支 主たる事務所を選挙者 名居 宅 介 称護 支 所援 事 在業 地所 指定年月日

名居

宅

介 称護

社会福祉法人光 波二二三 宇部市大字東岐 センター 山在宅介護支援 ケアタウン日の 波一四四九の宇部市大字東は 平成

山口県告示第八十七号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年三月二十五日

称名又は名 第 予 防 種事

のた住事 所る所 在事又 地務は 所主

にこ苑 社にこ

一〇八四の一岩国市玖珂町

でしこ マーションな スルパース

護

名介 称予 防

所事

在業

類業

指定年月日

の

山口県知

事

村

畄

嗣

政

地所

野中歯科医院 一〇一一の四岩国市玖珂町 介防介 護訪護 問予

平成二八、

丁目八番七号 山口市桜畠二 理療防介 指養居護 導管宅予 平成二七、

"

平成

介防介 護通護 所予

"

目古き良き一丁 三八

Ш |口県告示第八十八号

"

安林を次のように指定する。 (昭和二十六年法律第1 |百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により、 保

平成二十八年三月二十五日

山口県知 事 村 畄 嗣

政

保安林の所在場所

三、一二〇四の四、 山口市阿東嘉年下字疫神迫一二〇一から一二〇四まで、 一二〇四の九、 字田ノ垰二四六八、一 |四六九、三七|| 一二〇四の一、 | ||〇四の

指定の目的 水源の涵養

Ξ 指定施業要件

(--)

立木の伐採の方法

1 次の森林については、 主伐は、 択伐による。

に示す部分に限る。 山口市阿東嘉年下字疫神迫一二〇一・一二〇四の九 (以上二筆について次の図

その他の森林については、 主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、

3 2

山口市森林整備計画で定める標準

報

2747 号

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

伐期齢以上のものとする

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。 次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

保安林の所在場所

| 二四、字南 | 一二七、一一二八、一一二九の一、一一二九の二 山口市阿東嘉年下字佐奈口三一七の一、三一七の三から三一七の五まで、字南浴一

まで、二九九の二〇から二九九の二四まで、二九九の五五、八五八、一一六二、字開 六六から八七一まで 作二九七の七、八四五から八四七まで、八四九、八五一から八五七まで、一一五九、 二九六、二九七の一から二九七の六まで、二九七の八、二九九の四から二九九の一八 一一六〇の一、一一六〇の二、字黒岩八四二、八四四の一、字風吹八五九、字丸尾八 光市大字束荷字平馬二三〇の一、二三〇の二、二三〇の四、字八ケ宗二九四の二、

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法 次の森林については、主伐は、択伐による。 山口市阿東嘉年下字佐奈口三一七の一・三一七の五・字南浴一一二四・字南一

黒岩八四四の一(次の図に示す部分に限る。) 九の一七・二九九の二二・二九九の二三・字開作八四七・八四九・八五一・一一 六○の一 (以上一一筆について次の図に示す部分に限る。)、一一六○の二、字 | 二七・| | 二九の| (以上五筆について次の図に示す部分に限る。) 光市大字東荷字八ケ宗二九六・二九七の一・二九七の二・二九九の一六・二九

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第八十九号

安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、

保

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村 畄 嗣

政

指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

長門市仙崎字紫津浦一六一の (次の図に示す部分に限る。)、一六一の六

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

Ξ

- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水 次のとおりとする。

長門市仙崎字紫津浦一六一の一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 (次の図に示す部分に限る。)、一六一の六

保安林として指定された目的

公衆の保健

変更後の指定施業要件

 \equiv

- 立木の伐採の方法
- 次の森林については、 長門市仙崎字紫津浦一六一の一(次の図に示す部分に限る。 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

種類

県道 Щ

名

口宇部線

平成二十八年三月二十五日

X

間

旧新別

數

(メ サ の

(延 メ ー

ル長

備

考

の区域 線

3 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、 伐期齢以上のものとする 間伐に係る森林は、 主伐として伐採をすることができる立木は、 その他の森林については、 次のとおりとする。 主伐は、 択伐による。 期間及び樹種

2

産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。 次の図」及び「次のとおり」 Ιţ 省略 Ų その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第九十号

路の区域を変更する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一 項 の規定により、 次のとおり道

においてー その関係図面は、 般の縦覧に供する。 平成二十八年三月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課

口県知 事 村 畄 嗣

Щ

政

三同八熊

山口県告示第九十一

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第 一項の規定により、 次のとおり道

において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十八年三月二十五日から一 月間山口県土木建築部道路整備課

平成二十八年三月二十五日

旧

最最 広狭

最最 広狭

九 九七 ···

00

七〇五

最最 広狭

一 一六

七八

00

— 一 九

 $\dot{\circ}$

新

広狭

四三

七二

六

 $\hat{\circ}$

完了による。

ゕ

旧

八四 ·· 四二

一六・〇

山口県知 村 畄 嗣 政

	路 線 名
同山 市口 小市 郡小	
上郡 郷上 字郷	供
松字 坂市	用
五井 九手 六一	開
の一四地の	始
先六まで地	の
先から	X
	間
	供用開始の期日

長門市森林整備計画で定める標準

新 最最 広狭 最最 最最 広狭 広狭 — 四 四四 — 四 四七 五三 00 00 00 三〇五 九三九 九四・六 $\dot{\circ}$ 0 完了による。道路改良工事の

道路の種 類 県道

路 路の区域 線 名 光上関線

間
日新別
最狭 六・五 (メートル)
(メートル)
備

岩国南都

嗣

政

一丁目、室積新開二丁目、千坊台一丁目、千坊台二丁目、千坊台三丁目、

室積西ノ庄、室積沖田、室積中央町、室積正木、室積松原、室積大町、

室積五丁目、室積六丁目、室積七丁目、室積八丁目、室積東ノ庄、室積神田、室積市 目、三井七丁目、三井八丁目、室積一丁目、室積二丁目、室積三丁目、室積四丁目、 三丁目、三井一丁目、三井二丁目、三井三丁目、三井四丁目、三井五丁目、三井六丁 丁目、中島田一丁目、中島田二丁目、中島田三丁目、岩狩一丁目、岩狩二丁目、岩狩 島田二丁目、上島田三丁目、上島田四丁目、上島田五丁目、上島田六丁目、上島田七 光井五丁目、光井六丁目、光井七丁目、光井八丁目、光井九丁目、上島田一丁目、上

岩国市玖珂町、 周東町下久原、 西長野、 上久原及び用田

山口県告示第九十三号

金曜日

計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき、 周南都市

平成二十八年三月二十五日

平成28年3月25日

光市 施行者の名称

山口県告示第九十四号

及び大字光井

虹ケ丘四丁目、

虹ケ丘五丁目、虹ケ丘六丁目、虹ケ丘七丁目、

光ケ丘、

大字浅江

虹ケ丘三丁

花園一丁

室積新開

丸山町、中村町、虹ケ丘一丁目、虹ケ丘二丁目、

花園二丁目、

市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、 周南東都

平成二十八年三月二十五日

山口県知 村 畄 嗣

政

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

山口県知事

村

畄

嗣

政

周南東都市計画下水道事業光市流域関連公共下水道

Ξ 事業施行期間

六

再月

Ξ

事業施行期間

昭和五十三年二月二十八日から平成三十五年三月三十一日まで

都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画下水道事業光市流域関連公共下水道

兀

光市島田一丁目、島田二丁目、島田三丁目、

島田七丁目、

協和町、

中央五丁目、中央六丁目、光井一丁目、光井二丁目、光井三丁目、光井四丁目、

虹ケ浜二丁目、虹ケ浜三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁

浅江三丁目、浅江四丁目、浅江五丁目、浅江六丁目、浅江七丁目、虹ケ浜一丁

和田町、宮ノ下町、木園一丁目、浅江一丁目、浅江二丁 島田四丁目、

島田五丁目、

島田六丁

周南市土井一丁目、

政所一丁目、

宮の前一丁目、

大字富田及び大字下上

Ξ

事業施行期間

昭和四十七年二月十二日から平成三十三年三月三十一日まで

都市計画事業の種類及び名称

周南市 施行者の名称

周南都市計画公園事業五・五・四百一永源山公園

兀 山口県告示第九十五号 光市大字岩田、大字三輪及び大字束荷 昭和五十六年十二月十五日から平成三十五年三月三十一日まで

計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき、 周南都市

平成二十八年三月二十五日

山口県知事

村 畄 嗣

政

九八二の一 九八一の六 九八一の一二 九八一の一二 九八一の一一 九八三の二地先

八号 七号 六号 五号 九八三の六

四号

九八二の

(一〇七)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します 変更後の定款は、平成二十八年五月六日までの間、 山口県環境生活部県民生活課及び

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村 畄 嗣 政

申請のあった年月日

平成二十八年三月四日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 名 特定非営利活動法人大路小路まち・ひとづくりネット

ワーク

代 表 者 の 氏 名 内 山 秋久

主たる事務所の所在地 山口市大殿大路一三三番地の一

| 区域の範囲

江の浦町一丁目4地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

山口県知事

村

畄

嗣

政

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号

と九号を結んだ線に囲まれた区域

部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示 (平成十年山口県告示第二百十六号)の一

山口県告示第九十六号

市 彦 町 島 江 の浦町一丁目 名 九八二の 地 番 号 標 柱 番 믁

下

関

市

名

(一〇八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、 次の

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画

書及び活動予算書は、平成二十八年五月十一日までの間、 及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。 山口県環境生活部県民生活課

平成二十八年三月二十五日

山口県知 事 村 岡 嗣

政

申請のあった年月日

平成 一十八年三月十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、 称 特定非営利活動法人ふれあい岩国福祉会 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

代 表 者 の 氏 名 石 部

主たる事務所の所在地 岩国市今津町二丁目六番八号

(一〇九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

日から同年七月二十五日までの間、 とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、 山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工 平成二十八年三月二十五 次の

平成二十八年三月二十五日

水産課において公衆の縦覧に供します。

山口県知事 村 畄 嗣 政

大規模小売店舗の名称及び所在地

フジ長門店

名

所在地 長門市仙崎三二二の二

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社アスティ

名

所

代表者の氏名

宮本

聡

尾﨑

英雄

号に島市西区商工センターニ丁目一五番

愛媛県松山市宮西一丁目 番 一号

変更に係る事項の概要

株式会社フジ

う者の開店時刻 大規模小売店舗に 変更に係る事項 株式会社ジュンテンドー 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 午前九時三〇分 変 更 前 午前七時 変 更 後

> 兀 届出年月日

大規模小売店舗に おい現標の 大規模小売店舗に 大規模小売店舗に できる できる

で午前 一〇時 時四

一五分から

午後八時

午後九時

八

平成二十八年三月十五日

五 変更年月日

平成二十八年三月十六日

(一一〇) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

産大臣から次の家畜につき、 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、 種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。 農林水

平成二十八年三月二十五日

山口県知 事 村 畄

> 嗣 政

三一五〇四〇	番号証明書
	名
	前
そ	品
他	種
での他平成二六、宮	生年月日
"	産
城 県	地
級外	成検 績査
県級外 会社山口AIセン 岩国市錦町宇佐郷	び氏名又は名称飼養者の住所及

山口県選挙管理委員会告示第四十一号

あった政治団体の名称等は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 次のとおりである。 第六条第一項の規定による届出が

平成二十八年三月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長
中村
īĒ
昭

77E
政治団体の 名 称
代表者の 氏
会計責任 者の氏名
主たる事務所の所在地
その他の事項
備 考 (届出) 年月日)

平成28	3年3	月25	日金	躍日		Щ		П		県	報		(定期)	第	274	7号	
かわい伸治後接会	金子優子後接会	尾崎隆則後接会	井原すがこ後接会	いとなが誠後接会	自由民主党山口県電気通信 支部	自由民主党山口県水産支部	自由民主党美川支部	自由民主党岩国支部	E F	野治国休の名	平成二十八年三月二十五日	あった政治団体の異動事項は、次のとおりである。政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)	山口県選挙管理委員会告示第四十二号	松尾たかのり後 松援会	田村浩一後接会	沖田秀仁後接会 沖田	えんどう伸一後 遠藤 接会
									ğ	华	<u> </u>	兵動事項(昭和二	委員会生	松尾 孝則	田村 弘道	田秀仁	藤伸一
河合	全	花 扇	井原	※ ※	信本さ	森太	片山	非 酬	X	戊表者の	五日	は、これ	当	松尾	一一	沿 田	遠藤
申 治	愛	41%	勝介	皷	4	面	原可	久唐	以	<u>ж</u> О	山口	八のと	四十	- 及子	・一誠剛	明美	香織
*	会計責任者	代表者	会計責任者	事務所	代表者	*	*	会計責任者		即車備用	山口県選挙管理委員会委員長	次のとおりである。 年法律第百九十四	号	柳井市南浜/] 周南市銀南街/8	周南市大字大河内700 の205	周南市大字長穂/ <i>045の</i> 9
河合	北	花廊	會谷	1. 4. 4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	信本さ	山田	升田	松村		浬	委 員 会			兵/丁目	育街/8	字大河	字長穂/(
1	平/	₩	第子	岩国市南岩国 町4丁目57番 445	7	滅液	清甫		新	痩	委員長	第七条第一		12番		均700)450
河合	平全	大田	岩政	3人上回	新立	石村	堀江	横尾		玉	中	ー 項 の					
火	华野	文行	裕子	岩国市周東町 上久原832の 3	勉	弘治	古政	路	田	谷	村 正	規定によ					
ν ω	平成27、25	"/, 24	平成28、	平成27、	平成28、	"	9,/7	平成27、	\blacksquare	無罪 恭煙	昭	項の規定による届出が		" 19	» » 2	* -	平成28、22、22

, //		刊日)	表観	PH		出が			/9	2		5, 22
山口県ビルメンテナンス政 治連盟	宮本てるお後接会	西嶋裕作後接会	友田秀明後接会	先城のりなお後接会	政治結社大日本興友会	寿々	国田人(上國大	国南民外投入	周南市を真剣に考える会	佐々木あけみを励ます会	幸福実現党山口県本部	国井益雄後接会
日田	AIII.	中野	友田	先城	酒見	井原寿加子	(±)	Ĭ F	日本	佐々木明美	東上	国井
泰	和恒	姨	秀明	憲尚	嫐	加子	ž	*	卓、	训美	征和	益雄
*	会計責任者	*	代表者	事務所	代表者	*	会計責任者	代表者	名称	会計責任者	代表者	*
西村	包长	中野	友田	下関市一の1 住吉2丁目 番/9号	酒見	倉谷	各務	河内	周南に水光	川上	東上	小畑
隆男	清美	威	秀明	一の宮では、一の宮では、一の宮では、一の宮では、	炒	子磳	能弘	裕文	周南市を真剣 に考える会	和恒	征和	勝敬
原田	Ħ H	須之内良夫	伊豆	下國元 32号 32号	口山	岩政	河内	林	10000000000000000000000000000000000000	Ħ H	日井	原田
勝海	正次	り良夫	聖城	下関市秋根西 町2丁目2番 32号	峰二	裕子	裕文	孝昭	山本真吾後援 会	正次	孙陆	和敬
平成27、	2. /	1, 28	平成28、	12, 5	平成27、	" /5	» 26	*	" /5	2. /	平成28、7	*3,/0

山口県選挙管理委員会告示第四十三号

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出

平成二十八年三月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正 昭

いとなが誠後接会	政治団体の名称
糸永 皷	代表者の 氏
	会計責任 者の氏名
岩国市南岩国町4丁目57番44号	主たる事務所の所在地
平成27、/2、3/	解 年月日

村上けいこ後接会	藤里克享後接会	たかむら勉君を育てる 会	青山会	上岡孝光後接会
* -	悪 里	木緒	福田	安村
恵子 村上	克享	架	勉	義博
村上	藤里	*	國本	株本
好己	半半		宏治	
宇部市野中5丁目/番60号	柳井市伊陸737/	, , , ,	防府市お茶屋町4番仰号	玖珂郡和木町和木2丁目/2番25号
平成28、	"	"	"	"
			1	

第 2747 号

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

があった資金管理団体の名称等は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による届出 次のとおりである。

平成二十八年三月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中

村 正

昭

遠藤 伸一	の油田でした者の氏名	全国
周南市議会 議員	ム城り川里規	公職の補 新
えんどう伸- 援会	8	資
衮	柊	金
周南市大字長	主たる事績	管
€穂/0450	務所の所在	理
9	E地	4
遠藤 伸一	代表者の氏名	体
平成28、	Я	編売

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十八年三月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正

昭

先城 憲尚	の油山事場の異動の届出をした者の氏名	
先城のりなお後接会	資金管理団体の名称	
##	無	
務月	動事巧	
严	展	
下関市一の宮 住吉2丁目9 番/9号	新	異 動
下関市秋根西 町 2 丁目 2 番 32号	Ħ	内 容
平成27、5	編 (無 年 月 日 り	

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出

平成二十八年三月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中 村 正

昭

村上 恵子		高邑 勉	資金管理団体の届出 をした者の氏名
村上けいこ後援会	藤里克享後接会	青山会	資金管理団体の名称
平成28、/、。	*	平成27、/2、3/	備 考 資金管理団体でな (くなった年月日



争議行為の通知

ンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。 労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、

サ

平成二十八年三月二十五日

山口県知事 村 畄 嗣 政

- 賃金引上げの要求に関する件
- 一時金の要求に関する件
- 労働条件の改善の要求に関する件
- 諸手当の改善の要求に関する件

Ξ

平成二十八年三月二十五日以降本問題の解決に至るまでの期間

サンデン交通株式会社においてサンデン交通労働組合に所属する組合員が従事する

あらゆる形の争議行為を実施する。2 概要

四

平成二十八年三月二十五日発行平成二十八年三月二十五日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁